

概要版

# 世羅町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

人と人がつながりあい、生きがいをもって、  
安心して暮らせるまち世羅



令和3(2021)年 3月

世羅町

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は平成12(2000)年にスタートし、令和2(2020)年度には7期21年が経過します。

本町の総人口、高齢者人口はともに減少傾向にあります。高齢化率は上昇しており、介護サービス提供体制を支える介護従事者の確保や、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

また、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護や福祉、在宅医療のニーズは一層増加していくことが予測されます。

さらに、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化などを背景とした福祉課題も多様化・複雑化しています。

この度、第7期計画の取組を継承しながら、本町がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を合わせ、一体的に策定しました。
- 上位計画である「世羅町第2次長期総合計画」をはじめ、本町のその他の関連保健・福祉計画及び、国や広島県の関連計画、指針等との整合性を図り策定しました。

## 3 計画期間

- 計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間です。
- 団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据え、地域の介護・福祉の需要等を踏まえて計画を策定しました。

平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	～	令和22 (2040) 年度
第7期計画			第8期計画			第9期計画			～	

令和7(2025)年を見据える

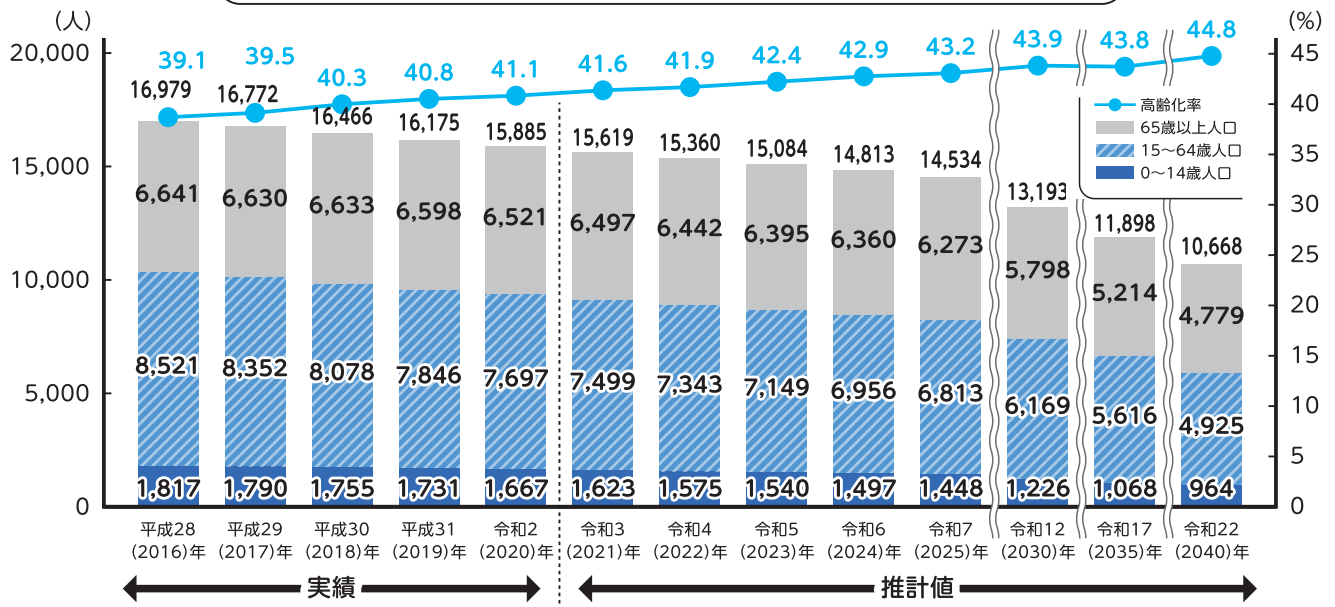
令和22(2040)年を見据える

# 世羅町の高齢者を取り巻く状況と将来推計

## 1 人口の推移と推計

本町の住民基本台帳による総人口、高齢者人口ともに減少傾向にありますが、高齢者人口の減少率は他の年齢層に比べて緩やかなため、人口に占める高齢者人口の割合は今後上昇すると見込まれます。

図1 総人口・年齢区分別人口の推移・推計(世羅町)

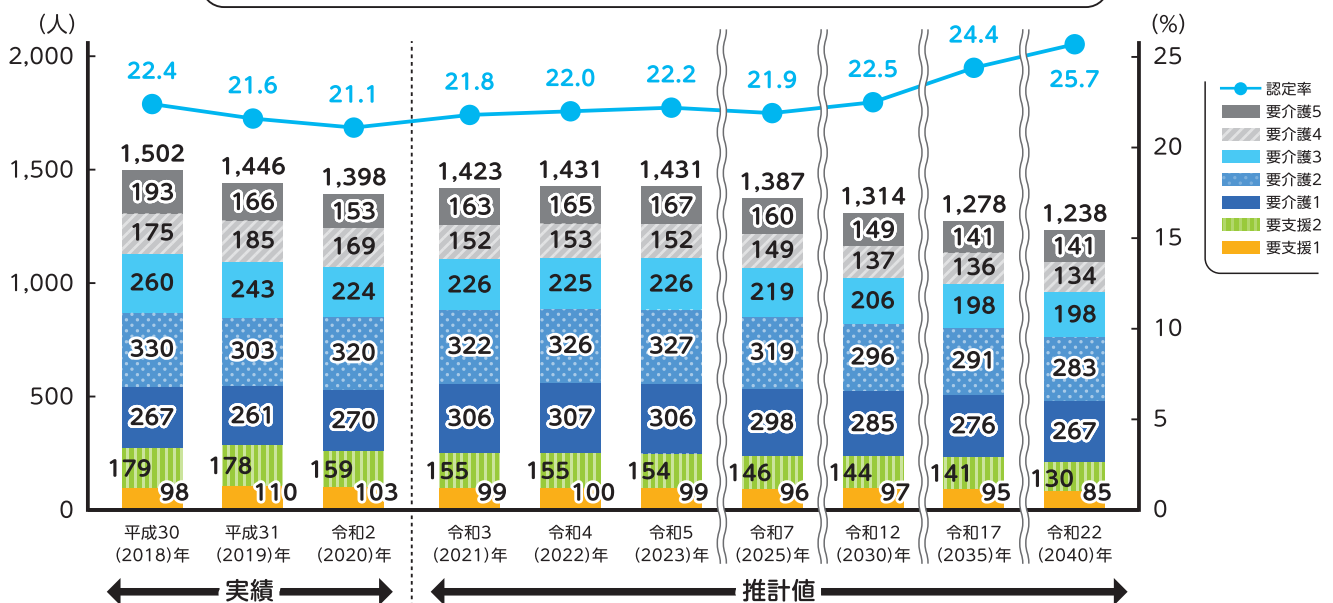


資料：平成28年～令和2年住民基本台帳人口(3月末現在)・令和3年以降コーホート要因法による推計値

## 2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、第8期計画期間中は横ばいで推移し、その後減少すると見込まれます。

図2 要支援・要介護認定者数・第1号被保険者認定率の推移・推計(世羅町)



資料：平成30年厚生労働省介護保険事業状況報告(年報・3月末現在)・平成31年・令和2年厚生労働省介護保険事業状況報告(月報・3月末現在)・令和3年以降推計人口及び令和2年9月末の認定率により推計した値

# 世羅町のめざす将来像

## 1 計画の基本理念

人と人がつながりあい、  
生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅

「世羅町第2次長期総合計画」では、保健・福祉分野の基本目標のキャッチフレーズとして「安心して幸せに暮らせる健康・福祉のまちづくり」を設定しています。

また、国の基本指針において、今後は地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

「世羅町第2次長期総合計画」と地域共生社会の理念を踏まえ、地域の人と人がつながり、お互いが支え合い、生きがいをもって元気に毎日を過ごし、また、地域に支えられることで安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

## 2 計画の体系



# 計画の取組

## 基本目標 1

# 地域包括ケアシステムの深化・推進

## 1 地域包括支援センターの機能強化

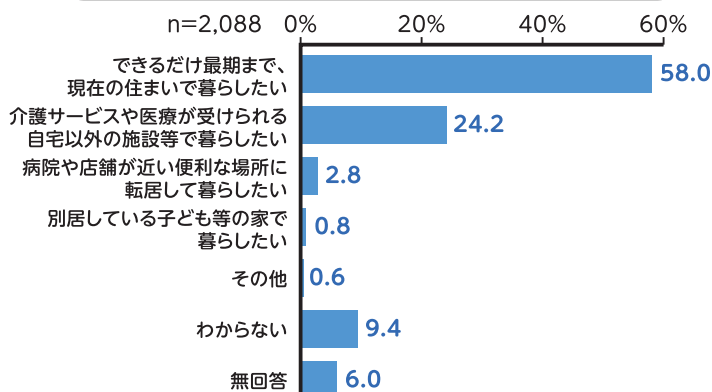
- 地域包括支援センターの周知を図るとともに、利用しやすい体制の整備を進めます。
- 地域包括支援センターが中心的な役割を担い、地域ケア会議の充実等によって関係機関・団体等との連携を強化し、適切な支援につなぐ地域包括ケアシステムを更に深化・推進します。

## 2 医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携の体制強化を進めるとともに、住民の理解を促進します。
- 在宅での看取りの支援やACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及等を推進します。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)とは、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人やその家族、医療、ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスのことです。

将来、介護が必要となった際に希望する暮らし方  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果)



## 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民の支え合いや一人ひとりの暮らしと生きがい創りを支援します。
- 生活支援コーディネーターの機能強化を図り、地域の課題に応じた第2層の協議体を設置するとともに、地域の担い手を育成します。

## 基本目標 2

# 認知症施策と権利擁護の推進

## 1 認知症施策の推進

- 認知症に関する正しい知識と理解を深めるための啓発、認知症に関する相談窓口の周知を図ります。
- 関係機関等との連携を更に強化するとともに、家族等の介護者の負担を軽減するため、介護サービスや生活支援等を利用できる体制整備を推進します。

## 2 権利擁護の推進

- 高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに成年後見制度などの活用を促進します。
- 高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターを中心として関係機関と連携を図り、高齢者の見守り・支援体制の充実を図るとともに、地域の環境づくりを推進します。



## 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

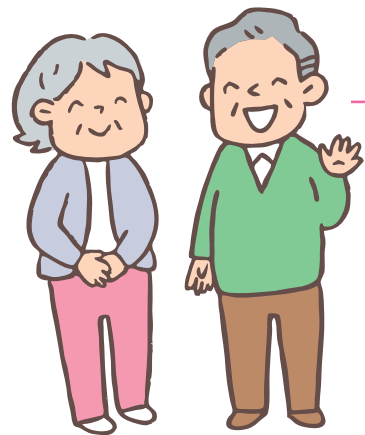
- 高齢者が自分らしく生きがいのある生活を送ることができるよう、元気な時から介護予防に取り組む必要性について、意識付けや啓発活動を推進します。
- 要支援状態、要介護状態になることを予防し、要介護状態の重度化を防止するため、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るとともに、PDCAサイクルに沿って効果的に推進します。

## 2 健康づくり支援の推進

- 生涯を通じてライフステージに応じた望ましい生活習慣を確立し、生活習慣病の予防、重症化の予防に取り組むとともに、地域とのつながりを重視した健康づくりを推進します。
- 運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

## 3 社会参加と生きがいづくりの推進

- 高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、住民主体の活動の充実を促進するとともに、参加につなげる環境づくりを推進します。
- 高齢者の技能や経験、地域での活動や就労への意欲を、地域の経済や支え合いの担い手につなぐための取組の充実を図ります。



## 1 在宅生活を支える支援の充実

- 住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の生活の支援及び介護者の負担を軽減するための支援を推進します。

## 2 高齢者の住まいの確保

- 高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の整備や入所相談等を実施し、居住関係施策を総合的に推進します。

## 3 安全な生活環境の整備

- 道路や建物、公共交通機関等において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 災害に対し、高齢者が安心して暮らせるよう、見守り・支援体制を整備します。

## 1 介護保険サービスの充実

- 住み慣れた家庭や地域での生活を継続するために必要なサービスを継続して確保します。

## 2 介護保険給付の適正化

- 適正な要介護(要支援)認定に努めるとともに、ケアプラン点検や住宅改修・福祉用具の利用状況の点検、医療情報との突合・縦覧点検等の介護保険給付の適正化を図ります。

## 3 介護人材の確保・育成、業務効率化の推進

- 地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成に一体的に取り組めます。



## 4 介護保険サービスの質の向上

- 介護サービス事業所の適正な指定、事業所への指導・監査の強化を図ります。

## 5 災害や感染症対策に係る体制整備

- 介護サービス事業所等と連携し、災害時のリスクの情報を共有するとともに、介護サービス事業所の災害に関する具体的な計画の策定状況の確認や日頃の備え、災害に対する意識の醸成等についての促進を図ります。
- 感染症対策に係る体制整備を図るとともに、感染拡大防止策の周知や感染症発生時に備えた平時からの準備の促進、感染発生時の代替サービス確保に向けた連携体制を構築します。

### 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく計画です。

#### 《 基本理念 》

人と人がつながりあい、生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅  
～ つなげよう 権利擁護支援の輪 ～

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の権利が守られるまちをめざします。

#### 【主な取組】

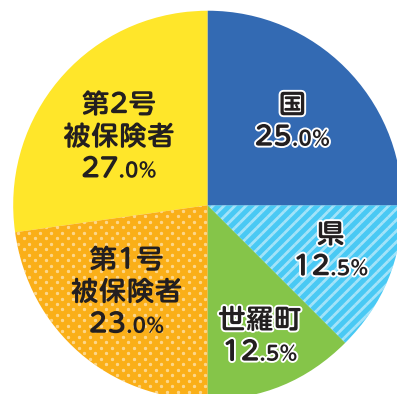
- ▷ 権利擁護や成年後見制度について、住民の正しい理解を促すため、個別相談に応じるとともに、広報や啓発活動を推進します。
- ▷ 社会福祉協議会や地域包括支援センター、各種専門職団体等と連携し、権利擁護が必要な人を成年後見制度の利用やその他の必要な支援につなげるなど、包括的な支援体制の機能強化を図ります。
- ▷ 権利擁護支援の必要な人が成年後見制度の利用ができるよう、地域連携ネットワークの構築を図ります。

# 介護保険事業の推進

## 1 保険給付費の財源構成

介護保険制度における総事業費の財源構成は、国、広島県、町が50%を公費で負担し、残りの半分を第1号被保険者保険料(65歳以上)と第2号被保険者保険料(40歳以上65歳未満)で負担します。

介護給付費(居宅給付)の財源構成



## 2 第1号被保険者の保険料の算定

3年間の標準給付費と地域支援事業費見込み額の合計は約76億円となっており、このうち23%が第1号被保険者負担分となり、準備基金等の取り崩しや調整交付金の影響等を加味した約14億円が保険料による必要な額です。これに保険料収納率を考慮し、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除した額が基準年額、12カ月で除したものが基準月額となります。

第1号被保険者  
保険料基準月額

**6,200円**

## 3 所得段階別保険料額の設定

本町の第8期計画期間中の所得段階別の保険料は次の通りです。

所得段階	対象者		所得等	保険料率	保険料月額
	町民税課税状況				
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者又は生活保護の受給者	0.50 (0.30)*	3,100円 (1,860円)*
			課税年金収入額と合計所得金額から 公的年金所得額を控除した額の合計		
第2段階	非課税	非課税	120万円以下	0.75 (0.50)*	4,650円 (3,100円)*
第3段階	非課税	非課税	120万円超え	0.75 (0.70)*	4,650円 (4,340円)*
第4段階	課税	非課税	80万円以下	0.90	5,580円
第5段階	課税	非課税	80万円超え	1.00(標準)	6,200円
第6段階		課税	120万円未満	1.20	7,440円
第7段階		課税	120万円以上 210万円未満	1.30	8,060円
第8段階		課税	210万円以上 320万円未満	1.50	9,300円
第9段階		課税	320万円以上	1.70	10,540円

\*公費負担による低所得者の第1号保険料軽減が実施された保険料率・保険料

■ 発行年月 令和3(2021)年3月

■ 発行 世羅町

■ 編集 世羅町 福祉課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷947番地  
Tel 0847-25-0072 Fax 0847-25-0070



世羅町の  
イメージキャラクター  
「せら坊」